



基安安発 0331 第3号
令和4年3月31日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長

令和4年度における林業の安全対策の推進について（要請）

林業における死亡災害発生状況は、令和3年の死亡者数（令和4年3月速報値）については令和2年の同期と比べ6人減少し29人となっています。これは平成29年の同期比で10人（25.6%）の減少ではありますが、第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）で掲げる目標（死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少させる）の達成のためには、引き続き労働災害防止対策を推進することが強く求められます。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等を図るとともに、平成31年に改正された労働安全衛生規則に基づき、伐木、かかり木の処理及び造材の作業による危険等を防止するため、事業者が講すべき措置等について遵守を徹底することにより、林業における安全対策を推進してきたところです。

今般、13次防における計画期間（平成30年4月から令和5年3月までの5年間）の最終年度である令和4年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定めましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分に御配慮された上で、別添を傘下の会員等に御周知されること等により、引き続き、林業の安全対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力を願いいたします。